

(13) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成27年8月24日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

西伯郡南部町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を9割5分とし、県は、損害賠償金91,851円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成27年6月18日

(2) 事故発生場所

米子市安倍地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点に進入した際、左側から歩道上を進行してきた和解の相手方の子が乗車する自転車に接触し、同車両が破損したものである。